

## 食品安全委員会（第695回会合）議事概要

日 時:平成30年5月8日(火) 14:00~14:54  
場 所:食品安全委員会大会議室  
出席者:佐藤委員長ほか 6名出席  
傍聴者:報道 3名、行政機関 5名、一般 9名

### 議事概要

#### (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

##### ・動物用医薬品 2品目

##### [1] ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤 (ドラクシン25)

→農林水産省から説明。

本件については、「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度」と考えられることから、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる旨をリスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

##### [2] ミロサマイシンを有効成分とする豚の注射剤 (マイプラビン注100)

→農林水産省及び担当の山本委員から説明。

本件については、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

##### ・遺伝子組換え食品等 1品目 CIN株を利用して生産されたキモシン

→厚生労働省から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

##### ・飼料添加物 1品目 アスタキサンチン

→農林水産省から説明。

本件については、本改正によって人の健康に及ぼす影響が変わるものではなく、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及

ばす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められる旨をリスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

・「フルピリミン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

(3) 微生物・ウイルス専門調査会における審議結果について

・「食品健康影響評価のためのリスクプロファイル（鶏肉等における *Campylobacter jejuni/coli*）」について（報告）

→担当の山本委員及び事務局から説明。

本件については、食品安全委員会において公表し、リスク管理機関である厚生労働省及び農林水産省に対しては、2009年の食品健康影響評価の通知の際に依頼した「適切なリスク管理措置の検討」に加え、今回示した「問題点の抽出及び今後の課題」への対応について検討するよう通知し、関係者へも情報提供をするよう依頼することとなった。

また、リスクプロファイルの内容は消費者庁にも関係することから消費者庁にも通知し、同様の依頼をすることとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・動物用医薬品「過酸化水素を有効成分とするふぐ目魚類及びすずき目魚類の外部寄生虫駆除剤（ムシオチール）」に係る食品健康影響評価について

・動物用医薬品「サラフロキサシン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「過酸化水素を有効成分とするふぐ目魚類及びすずき目魚類の外部寄生虫駆除剤（ムシオチール）」については、「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

「サラフロキサシン」については、「サラフロキサシンの一日摂取許容量（ADI）を0.0064mg/kg 体重/日と設定した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）へ通知することとなった。